

日本航空宇宙学会特別表彰に関する内規

施行 平成 8 年 3 月 19 日

制定 平成 8 年 4 月 17 日

改定 平成 24 年 7 月 13 日

(目的)

- 第 1 条 この規定は、日本航空宇宙学会が、本学会活動に多大なる貢献のあったものに対して、その航空・宇宙工学と航空宇宙産業の発展への寄与を讃える目的で行う学会特別表彰に関する事項を定めるものである。

(名称)

- 第 2 条 この規定による表彰を日本航空宇宙学会特別表彰という。

(資格)

- 第 3 条 受賞資格は本学会正会員であることとする。

(表彰)

- 第 4 条 表彰は、学会表彰の賞状とメダルの贈与をもって行うとともに学会誌において広報する。

(選考)

- 第 5 条 受賞者は、理事複数名の発議により、理事会全員の賛成をもって決定する。

(表彰の時期)

- 第 6 条 表彰は定時社員総会において行う。